

# 建設業年末年始労働災害防止強調期間

## 「無事故の歳末 明るい正月」

忙しい年末のこの時期、現場の作業には普段以上の危険要因が発生します！  
 “明るい正月”を迎えるために、事故、災害を確実に防いでいきましょう！

いよいよ12月です、今年も年の瀬を迎えますね  
 完成目標を目指して、工事の施工もピッチをあげている  
 ところですが、安全管理が二の次になっていませんか？

作業通路の確保や、資格の確認、反射ベストの着用  
 職長が正しく指揮をとって作業が行われているか  
 いま一度皆さんの現場を見直して下さい **安全ルール厳守！**



**工事車両は早めのライト点灯を！**  
 ← 視界も悪くなる季節ですが  
 反射ベストは貴方を守ります

## そして 年末年始に向けて 気を配ってほしいこと

右に挙げた3点は  
 今の時期には特に  
 気を配る必要が  
 あります。  
**施工が最優先に  
 なりがちな年末！**  
 これらの対策も  
 疎かにならない様に



雪の下は落とし穴

**雪・氷対策！**



引火したら消せる？

**火災防止！**



重しが無いと倒れます

**歩行者安全確保！**

今年も！  
**無事に正月を迎えましょう！**

**Q&A** 皆さんからいただいた、現場における安全管理の疑問についてお答えするコーナーです

**Q** ガソリンの携行缶と軽油のポリタンクを、合せて持ち込む場合は、数量を減らす必要がある？

**A** 消防法及び条例における貯蔵の制限では、現場に貯蔵できる数量はそれぞれ  
**ガソリン(第1石油類): 指定数量の1/5=200L/5=40L**  
**軽油・灯油(第2石油類): 指定数量の1/5=1,000L/5=200L** となりますが  
 合せて貯蔵(同時貯蔵)する場合は計算方法が異なりまして  
**「第1石油類の量/指定数量+第2石油類の量/指定数量<0.2」となります**  
 ガソリン40Lと軽油100Lを同時貯蔵の場合は⇒(40/200)+(100/1000)=0.3  
 よって0.2を超え、貯蔵の制限を超えてしまう事になりますので**要注意です**  
**(その場合所轄消防署に少量危険物貯蔵の届出が必要)**  
 また、今年発生した放火殺人事件の影響で携行缶でガソリンを購入する際は  
 身分証明書や用途の提示が必要にもなっています、「危険物」であることを踏まえて適正に扱きましょう

